

# 堺市立上野芝中学校 いじめ防止対策基本方針

## 1. いじめに対する基本認識

教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をめざす。
- (2) いじめられた生徒の立場に立ち、支援を行う。
- (3) いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と保護者も交え粘り強い指導を行う。
- (4) 生徒同士が**お互いの人格を尊重する**態度を養うような指導を行う。
- (5) 保護者との信頼関係づくり、**地域や小学校、関係機関との連携協力**に努める。

## 2. 「未然防止」に向けて

学校は、**人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進**する。

- (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的に活動できる**集団づくり**に努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして**規範意識や集団の在り方等についての学習**を深める。
- (3) **学校生活での悩みの解消**を図るために、学級担任による教育相談やスクールカウンセラーへの相談を活用する。
- (4) **教職員の人権意識の醸成**をはかる。
- (5) **いじめへの取組を定期的に点検して、改善充実**をはかる。
- (6) **生徒理解、発達課題等へ対応に関する教員研修等、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底**を行う。
- (7) **地域や関係機関と定期的な情報交換**を行う。
- (8) **一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり等、日々の授業の工夫・改善**をはかる。
- (9) いじめの背景にある**ストレス等の要因**に対して、**授業や教育相談などを通じて適切に対処できる力を育む**。

## 3. 「早期発見」に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多く、堺市いじめ対応チェックリストの活用等とともに、学校・家庭・地域が連携して実態把握に努める。

- (1) 生徒の**声に耳を傾ける**。(例：アンケート調査、保健室、SC、個別の教育相談等)
- (2) 生徒の**行動を注視する**。(例：チェックシート、ネットいじめ防止プログラム等)
- (3) **保護者と情報を共有**する。(例：電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) **地域と日常的に連携**する。(例：学校協議会、小中連携等)
- (5) **関係機関との情報共有**。(例：SSWやSCや警察、生徒相談所との会議等)

### いじめアンケート調査の実施について

各学期に1回の計3回、いじめアンケート調査を実施し、これをもとに教育相談を行う。また、いじめ問題が生じたときには必要に応じて、アンケート調査などを実施し、早期に適切な対応を行う。

### 教育相談の実施について

各学期に1回、教育相談を行い、早期発見をめざす。いじめの早期発見だけでなく「いじめは許されない」という未然防止の指導も行う。いじめ問題が生じたときには迅速かつ適切な対応を行う。また、いじめ相談窓口や電話相談窓口を開設し生徒に周知徹底する。

## 4. 「早期解決」に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、**事実確認**を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、**学校全体で組織的に対応**する。
- (3) 学校は**事実に基づき、生徒や保護者に説明**を行う。
- (4) いじめをした生徒には、**いじめは決して許されることではないことや、いじめを受けた生徒の気持ちをしっかりと認識させ、今後の行動を認識させる**。
- (5) **いじめに係る行為が止んでいることや、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことを重視**する。
- (6) 法を犯す行為に対しては、**迅速に関係機関と連携・相談して協力**を求める。
- (7) その他、必要に応じた措置をとる。

## 5. 「再発防止」に向けて

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であることを再認識し、「**いじめを絶対に許さない**」学校づくりをめざす。
- (2) いじめられた生徒の立場に立ち、組織で支援を行う。
- (3) いじめが解消した後も、継続的に生徒の**行動を注視し、声掛けや相談**を行う。
- (4) いじめが解消した後も、必要に応じて**保護者と継続的な連絡**を行う。
- (5) いじめられた生徒が**落ち着いて教育を受けられる環境の確保**に努める。

## 6. 「いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導、学級担任、SC、SSWなどを構成員とし、「**いじめ防止対策委員会**」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な会議を行い、必要に応じて見直しをはかるなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

### 【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は管理職に報告、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有し、組織的な対応を行う。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに**関係生徒から事情を聴き取る**などして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、**重大事態の**(生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある。生徒が相当期間を欠席することを余儀なくされている。)可能性も視野に入れ、調査・報告等を行う。
- (3) **いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に引き継ぐことができる体制**をとる。
- (4) 必要に応じて、**スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤーなど外部専門家等に相談しながら対応**する。
- (5) **重大事態発生時**や犯罪行為が疑われるときは教育委員会に報告するとともに**警察署に通報等を行い、適切な援助を求める**。必要に応じて関係機関と連携をとる。
- (6) その他、必要に応じた措置をとる。

## 7. ネット上のトラブル対応について

- (1) スマートフォン等の普及に伴い、SNSを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、**SNSトラブルの未然防止や情報モラル教育**として、中学1年生を対象とした研修を開催する。

なお、保護者に対し生徒のSNSやネット利用を適切に管理することが求められていること(インターネット環境整備法)を踏まえ、トラブルの対応についても保護者との連携が必要不可欠であることについて理解を求める。

また、生徒が悩みを抱え込まないように、堺市の相談窓口や警察の相談ダイヤル等の**関係機関の取組についても周知**する。

- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会に報告するとともに警察署に通報等を行い、適切な援助を求める。必要に応じて関係機関と連携をとる。

## 8. 「いじめ防止対策基本方針」における留意事項

- (1) ケンカなどであってもいじめの可能性を視野に入れ**生徒の感じる被害性に着目し、いじめに発展しないように努める**。
- (2) **いじめを知らせてきた生徒へ適切な配慮**をする。
- (3) いじめの状況に応じて一定の教育的配慮のもと、別室での指導を含めた対応を行うなど**毅然とした対応**をする。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、**誰かに知らせる勇気をもつ**よう伝える。(傍観者への指導)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は**いじめに加担する行為である**ことを理解させる。(観衆への指導)
- (6) 特に**配慮が必要な生徒**については、その生徒の**特性を踏まえた支援**を行う。また、保護者との連携や周囲の生徒への**指導等**を必要に応じて行う。